

## 長野市建築審査会 審議結果（平成 28 年度第 1 回）

- 1 開催日時 平成 28 年 5 月 24 日（火）午前 9 時 30 分から
- 2 開催場所 長野市役所 第一庁舎 5 階 会議室 151
- 3 出席委員 柳澤委員、中村委員、寺内委員、西堀委員、西井委員、牧委員

### 4 審議内容

#### （1）同意案件に関する審議（議案第 1 号）

第一種低層住居専用地域内における集会場（結婚式場）の増築について（法第 48 条第 1 項ただし書）

##### ア 法第 48 条第 1 項ただし書の許可の概要

第一種低層住居専用地域内においては、別表に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域内における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

##### イ 継続審議とする

#### （2）同意案件に関する審議（議案第 2 号）

第一種低層住居専用地域内における国庁舎の増築について（法第 53 条第 3 項）

##### ア 法第 55 条第 3 項の許可の概要

第一種低層住居専用地域内においては、建築物の高さは、10m の限度を超えてはならない。ただし、学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したものはこの限りでない。

##### イ 同意

#### （3）同意案件に関する審議（議案第 3 号）

建築基準法の道路に接しない敷地への農業用倉庫の新築について（法第 43 条第 1 項ただし書）

##### ア 法第 43 条第 1 項ただし書の許可の概要

建築物の敷地は、道路に 2 m 以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもののについては、この限りでない。

##### イ 同意

(4) 包括同意案件に関する審議（議案第4号）

- ① 第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限の緩和に関する許可に係る同意の事後報告（法第55条第3項）（運用基準3） 1件
  - ② 建築基準法の道路に接しない敷地への建築物への建築に関する許可に係る同意の事後報告（法第43条第1項ただし書）（運用基準5、7） 27件
- ① 及び ② について 了承